

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の策定に当たって

出生率の低下等により少子化が進む中、子育てへの不安・孤立感を持つ保護者の増加や待機児童の発生など、子どもや子育てをめぐる環境が厳しさを増しています。これらの課題に対処し、子育てをしやすい社会となるためには、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい仕組みを構築することが求められています。

このような中、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」が制定され、また平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」(平成37年3月31日までの時限立法)が改正されました。これらの法律に基づき、市町村は、5年を一期として、質の高い幼児期の学校教育や保育、地域における子ども・子育て支援を総合的に提供するための「子ども・子育て支援事業計画」(義務)を策定することや、母性ならびに乳幼児の健康の確保・増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、職業生活と家庭生活の両立の推進等のための「次世代育成行動計画」(任意)を策定することが定められました。

これまで本市は、「元気発進!子どもプラン(北九州市次世代育成行動計画【平成22～26年度】)」などに基づき、保健、医療、福祉、教育をはじめ、雇用、住宅、生活環境等の幅広い施策を展開し、総合的なまちづくりを進めてきました。しかしながら、少子化が急速に進む時代に対応し、新たな一歩を踏み出すためには、子どもが健やかに生まれ、子どもを生き育てることの喜びを実感できるまちの実現に向けた取り組みをより一層充実・強化する必要があります。

そこで、本市は、国の動向や「元気発進!子どもプラン」等の既存計画の成果や課題に加え、「北九州市子ども・子育て会議」での議論や市民アンケート調査、パブリックコメントや市議会などでいただいた市民意見等を踏まえ、子育て支援や少子化対策を進めるための「元気発進!子どもプラン(第2次計画)【平成27～31年度】」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示すものであり、地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって取り組みを進めるための指針となるものです。

① 計画の根拠と子どもに関わる他の計画との関係

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「北九州市次世代育成行動計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「北九州市子ども・子育て支援事業計画」を合わせた計画です。

また、次世代育成支援対策推進法では、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」に関する計画も策定することとされています。この子どもの教育に係る行動計画は、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン(改訂版)」に定めることとし、本市の次世代育成行動計画として位置付けます。

さらに本計画は、関係法令に定める子どもに関わる他の計画である「保育所等の整備計画」「母子・父子・寡婦自立促進計画」「母子保健計画」「子ども・若者計画」を一体のものとして策定しています。

② 北九州市基本計画やその他の計画との関係

本市では、北九州市基本構想・基本計画「元気発進!北九州」プラン(平成25年12月改訂)の中で、まちづくりの目標として、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」を掲げ、その下で「人づくり」をまちづくりの基本方針の一つとし、「子育て・教育日本一を実感できる環境づくり」に取り組んでいます。

本計画は、この基本構想・基本計画の分野別計画に位置付けられるもので、「第3次北九州市男女共同参画基本計画」「北九州市生涯学習推進計画」「北九州市の地域福祉(北九州市地域福祉計画)」「北九州市健康づくり推進プラン」「北九州市障害者支援計画」「(仮称)第四次北九州市高齢者支援計画」「第二次北九州市食育推進計画」などの関連する計画と相互に連携を図りながら、取り組みを推進します。

各計画の関係図

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
基本構想・基本計画							
北九州市基本構想・基本計画(「元気発進!北九州」プラン) (平成20年12月~平成32年度)							
改訂版							
次世代育成行動計画、子ども・子育て支援事業計画							
元気発進!子どもプラン (北九州市次世代育成行動計画【平成22~26年度】) ※ひとり親家庭等自立促進計画、母子保健計画、 保育計画、子ども・若者計画を包含する			元気発進!子どもプラン(第2次計画) 北九州市次世代育成行動計画 北九州市子ども・子育て支援事業計画 【平成27~31年度】 ※母子・父子・寡婦自立促進計画、母子保健計画、 保育所等の整備計画、子ども・若者計画を包含する				
北九州市子どもの未来をひらく教育プラン (平成21~30年度)							
改訂版							
関連計画							
北九州市男女共同参画基本計画(第2次) (平成21~25年度)		第3次北九州市男女共同参画基本計画 (平成26~30年度)					
北九州市生涯学習推進計画 (平成23~27年度)							
北九州市の地域福祉(北九州市地域福祉計画) (平成23~32年度)							
北九州市健康づくり推進プラン (平成25~29年度)							
健康福祉北九州総合計画(健康づくり部門)(平成18~24年)							
北九州市障害者支援計画 (平成24~29年度)							
第三次北九州市高齢者支援計画 (平成24~26年度)				(仮称)第四次北九州市高齢者支援計画 (平成27~29年度)			
北九州市食育推進計画 (平成21~25年度)		第二次北九州市食育推進計画 (平成26~30年度)					
北九州市スポーツ振興計画 (平成23~32年度)							
北九州市環境基本計画(改定) (平成24~28年度)							
北九州市住生活基本計画 (平成20年度~概ね10年間)							

3 計画の対象

本計画は、基本理念*が『「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”』であることから、子どもから高齢者まで、全ての市民を対象とします。

なお、本計画における「子ども」とは、18歳未満の全ての子どもを基本とします。また、「若者」とは、思春期、青年期の者に加え、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている40歳未満までの者も含まれます。

*「基本理念」は、24ページ参照

4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

特に、子ども・子育て支援事業計画については、計画期間の中間年を目安に、必要な見直しを行います。

5 計画の推進

① 推進体制

(ア) 北九州市子ども・子育て会議

「北九州市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援事業計画の策定や変更の際には意見を聴くとともに、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進や、その実施状況等について、調査審議しながら着実に計画を進めていきます。

(イ) 北九州市少子化対策推進本部

庁内関係部局からなる「北九州市少子化対策推進本部(本部長:市長)」において、本計画に基づく子どもの健全育成や子育て支援施策について、全庁的な立場から総合調整を図り、計画的かつ効果的・効率的に推進します。

② PDCAサイクル

子どもの健全育成や子育て支援の推進においては、子どもや子育て家庭の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。このため、個別事業が計画通りに進捗しているか(アウトプット)だけでなく、個別事業を束ねた施策や計画全体としてどの程度成果が上がっているのか(アウトカム)について点検・評価を行い、施策の改善につなげていきます。

点検・評価の結果については、「北九州市子ども・子育て会議」等の意見を聴いた上で、市民に分かりやすい形で公表します。

なお、本計画の策定に当たっては、達成度を分かりやすくするため、できる限り数値目標を設定することに努めました。

③ 行財政改革の視点

本計画の推進に当たっては、北九州市行財政改革大綱に基づき、官民の役割分担と持続的な仕事の見直し、公共施設のマネジメントなどの取り組みや、選択と集中による経営資源の重点化などを図ります。

また、前述の点検・評価や年度ごとの予算編成過程において、事業内容の精査、見直しなどを行っていきます。

④ 地域社会との連携・協力

地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって子どもの健全育成や子育て支援の取り組みを進めていきます。「家庭」「地域」「学校」「企業」に対して本計画の趣旨や内容の周知を図るとともに、連携・協力しながら計画を推進します。

⑤ 国における施策との調整

子どもの健全育成や子育て支援は、国レベルでの対応を求められることも多いため、本市としては、国に対して必要な措置を求めていきます。

